目次

第1条	(用語の定義)	2
第2条	(保険証券の不発行)	3
第3条	(保険金を支払う場合)	4
第4条	(支払う保険金の額)	5
第5条	(保険金を支払わない場合)	5
第6条	(保険責任期間)	6
第7条	(通知)	6
第8条	(保険契約が無効となる場合)	6
第9条	(保険契約が失効となる場合)	6
第10条	(保険契約の取消し)	6
第11条	(保険契約の終了)	6
第 12 条	(保険契約者による保険契約の解除)	6
第13条	(保険契約の解除(重大事由の場合))	6
第14条	(保険料の返還)	7
第 15 条	(保険料の払込)	8
第 16 条	(保険料の増額または保険金の削減)	8
第17条	(損害の通知)	8
第 18 条	(保険金の請求方法)	9
第 19 条	(保険金の支払時期)	9
第 20 条	(他の保険契約がある場合の保険金の額)	10
第 21 条	(時効)	11
第 22 条	(保険契約者の変更)	11
第 23 条	(被保険者が複数の場合の約款の適用)	11
第 24 条	(訴訟の提起)	11
第 25 条	(準拠法)	11
第 26 条	(配当金の有無)	11
第27条	(代位)	11
別表 1	事由を証明する書類一覧	12
別表 2		13

「チケットガード」

旅行キャンセル費用補償保険(企画旅行等)普通保険約款

第1条 (用語の定義)

この保険で使用する用語の定義は、以下の通りです。

(1) 企画旅行

旅行業者、航空会社等が提供する募集型企画旅行および受注型企画旅行等で、旅行行程最初に搭乗を伴う旅行のことをいい、旅行代金前払いでの予約が必要で、予約をキャンセルした場合は取消料、違約料等が発生するものをいいます。

(2) 旅行代金

被保険者が旅行業者、航空会社等に支払った次の費用をいいます。ただし、払戻 しが受けられる場合は、これを控除した額とします。

ア. 旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃、当該交通機 関利用に伴う付帯費用、観光料金、宿泊料金、食事料金等の旅行サービスに 関わる費用

イ. 企画料金、旅行会社への手数料

(3) 保険契約者

旅行業者、航空会社等に対し旅行代金を支払い、保険契約を締結した者をいいます。

(4) 当会社

この保険契約の引受保険会社をいいます。

(5) 搭乗

企画旅行等参加を目的として飛行機、列車、車両、船舶等に搭乗、乗車、乗船することをいいます。

(6) 記名被保険者

保険契約確認証の記名被保険者欄に記載されている者で、当該旅行の対象となる 企画旅行等に参加する者をいいます。

(7) 被保険者

保険契約者または記名被保険者をいいます。

(8) 保険金請求権者

被保険者またはこれらの代理人で、当会社に対し保険金の請求を行う者をいいます。

(9) 保険事故

この約款の第3条(保険金を支払う場合)に規定されている事由により記名被保 険者が企画旅行等の旅行行程最初の搭乗(以下「旅行最初の搭乗」といいます。) を中止したことをいいます。

(10) 保険契約確認証

保険契約の成立およびその内容を証明する「保険契約確認証」をいいます。

(11) 保険責任期間

保険契約確認証記載の保険責任期間をいいます。

(12) 保険金

この約款に規定する保険事故が発生した場合に当会社が保険金請求権者に支払う金銭のことをいいます。

(13) 保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいい、この約款に規定する保険事故

が発生した場合に、当会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険 契約確認証に記載されています。

(14) 損害

保険事故により被保険者が被る金銭的損失をいいます。

(15) 配偶者

事実上ないし社会通念上の配偶者と認められる者(内縁関係にある者)も含みます。(「内縁」とは、婚姻意志をもって同居し、実質的には夫婦同様の共同生活を送っているが、法の定める婚姻の届け出をしていないため法律的には婚姻として取り扱われない「事実上の夫婦関係」をさします。) また、第3条第1項各号に規定する事由の発生日からその日を含めて30日以内に記名被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を保険事故発生時においても配偶者であったものとみなします。

(16) 3親等

「3 親等」等の続柄は、事由が生じた時点におけるものをいいます。以下この約款において同様とします。

(17) 医師

法令に定める医師および歯科医師。被保険者が医師または歯科医師である場合は、 その本人を除きます。

(18) 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(19) 通院

医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所(*1)に通い、または 往診により、医師の治療を受けることをいいます。

(*1) 接骨院、整骨院、鍼灸院、整体、カイロプラクティック等は含みません。ただし、医師の処方による施術を受ける場合はこの限りではありません。

(20) 傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含みます。

(*1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

(21) 疾病

傷害以外の身体の障害をいいます。

(22) 旅行行程

保険契約確認証記載の搭乗日の午前0時から目的地を経て出発地まで戻るまでの 旅行行程をいいます。

(23) 旅行最初の搭乗日

保険契約確認証記載の搭乗日をいいます。

第2条 (保険証券の不発行)

- 1 当会社は、この保険契約において、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行いません。
- 2 当会社は、この保険契約の内容について保険契約者へ電磁的方法によって提供する保険契約確認証に記載します。
- 3 保険契約者は、この保険契約の内容を電磁的方法によって提供された保険契約確認証で 確認し、必要に応じて印刷するものとします。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この約款にしたがい、保険責任期間中に生じた次に掲げるいずれかの事由を直接の原因として、記名被保険者が旅行最初の搭乗を中止した場合に、被保険者が被った損害に対し、第4条(支払う保険金の額)に規定する保険金を支払います。

- (1) 記名被保険者が保険責任期間内に死亡(*1)した場合
- (2) 旅行最初の搭乗日から遡って 7 日以内(搭乗日当日を含む)に、記名被保険者の 配偶者または 3 親等以内の親族が死亡した場合
- (3) 記名被保険者が旅行最初の搭乗日当日に入院中(*2)であった場合。もしくは旅行 最初の搭乗日から遡って30日以内(搭乗日当日を含む)に記名被保険者が傷害ま たは疾病を直接の原因として継続して3日以上入院した場合
- (4) 記名被保険者が、旅行最初の搭乗日当日に発病し、もしくは発病していた疾病、 または、旅行最初の搭乗日当日に被った、もしくは被っていた傷害により、旅行 最初の搭乗日の前後1日以内に通院した場合
- (5) 記名被保険者の配偶者または 1 親等の親族(親または子)が疾病または傷害により旅行最初の搭乗日当日に入院中であった場合において、記名被保険者による看護・介護が必要となったとき。
- (6) 記名被保険者の配偶者または同居の 1 親等の親族(親または子)が旅行最初の搭乗日当日に発病し、もしくは発病していた疾病、または、旅行最初の搭乗日当日に被った、もしくは被っていた傷害により、当該親族が旅行最初の搭乗日の前後 1 日以内に通院した場合において、記名被保険者による看護・介護が必要となったとき。
- (7) 旅行最初の搭乗日当日から遡って30日以内(搭乗日当日を含む)に、記名被保険者の平時居住している家屋が、火災、落雷、破裂または爆発(*3)、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(*4)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災、水災(*5)等により家屋または家屋の一部が損害(*6)を受けた場合
- (8) 記名被保険者が旅行最初の搭乗日当日に当該搭乗を開始する空港、駅等へ向かう際に利用する交通機関(*7)のうち、運行時刻が定められているものに運休、欠航、または2時間以上の遅延が発生した場合
- (9) 記名被保険者が保険責任期間開始後に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 (平成 16 年法律第 63 号)に定める裁判員、または補充裁判員に選任され、参加 予約した旅行期間中に裁判所へ出廷することになった場合
 - (*1) 記名被保険者の搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日から旅行最初の搭乗日当日までに記名被保険者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、記名被保険者が死亡したものと推定します。
 - (*2) 他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために必要とした期間は 入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と 認めた場合に限ります。
 - (*3) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
 - (*4) 台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。
 - (*5) 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
 - (*6) 滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家屋また は家財について生じた損害を含みます。
 - (*7) 航空機、船舶、車両等の交通機関をさします。

第4条 (支払う保険金の額)

当会社が第3条(保険金を支払う場合)第1項の保険金として支払う額は、企画旅行等にかかる取消料、違約料等(*1)とします。ただし、保険責任期間中を通じて保険金額を限度とします。

- (*1) 取消料、違約料等とは、記名被保険者が、旅行最初の搭乗を中止した日以後に 提供を受ける旅行サービス(*2)について搭乗を中止したことにより、取消料、 違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行業者、航空会社等との契 約上払い戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費 用をいいます。
- (*2) 搭乗日以降3か月以内に提供をうける旅行サービスに限ります。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意または重大な過失
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの規定は適用しません。
- (3) 被保険者の犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格(*1)を持たず、または酒に酔った状態(*2) もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転が できないおそれがある状態で自動車等(*3)を運転している間に生じた事故
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変
- (7) 核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性 その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8) 前3号の事由に随伴して生じた事故による傷害もしくは疾病、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
- (9) 第7号以外の放射線照射または放射線汚染
- (10) 旅行業者、航空会社等が予め定める搭乗基準等を満たしておらず、搭乗できなかった場合
- (11) 当会社は、頚部症候群(*6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第3条(保険金を支払う場合)第1項第3号から第6号までのいずれかに該当したことにより、記名被保険者が被った損害に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず保険金を支払いません。
 - (*1) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (*2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 - (*3) 自動車または原動機付自転車をいいます。
 - (*4) 使用済燃料を含みます。
 - (*5) 原子核分裂生成物を含みます。
 - (*6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条 (保険責任期間)

- 1 当会社の保険責任は、保険契約者による保険契約の申込および当会社による承諾を経て 当会社が保険料を領収した時刻(*1)、または、当会社が保険料相当額を領収した後に保 険契約の申込を承諾した時刻のいずれか遅い時刻から開始し、旅行最初の搭乗日の午後 12時(*2)または保険責任の開始時刻から1年を経過する時のいずれか早い時刻に終了す るものとします。
- 2 前項において、搭乗日の時刻は搭乗地の標準時刻とし、それ以外の時刻は日本国の標準時によるものとします。
- 3 当会社は保険責任期間終了後に生じた保険事故については保険金を支払いません。
 - (*1) 領収を確認した時刻は、第15条(保険料の払込)第2項第1号から第4号に 規定された定義に基づきます。
 - (*2) 旅行行程において複数の搭乗日がある場合には最初の搭乗日の午後12時とします。

第7条 (通知)

保険契約者が保険契約確認証記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条 (保険契約が無効となる場合)

保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき第3条(保険金を支払う場合)第1項各号に規定する事由が既に発生していたことを知っていた場合
- (2) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得 させる目的をもって保険契約を締結した場合

第9条 (保険契約が失効となる場合)

保険契約締結の後、旅行業者、航空会社等の事情によって企画旅行等が中止となり、旅行業者、航空会社等から旅行代金の払戻しを受けた場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

第10条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の詐欺によって当会社が保険契約を締結 した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を 取り消すことができます。

第11条 (保険契約の終了)

保険金の支払額が、保険責任期間中に保険金額全額に達した場合、当該保険契約は終了します。

第12条 (保険契約者による保険契約の解除)

- 1 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 2 前項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条 (保険契約の解除 (重大事由の場合))

- 1 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または 行おうとしたこと。
 - (3) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 反社会的勢力 (暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下この約款において同様とします。) に該当すると認められること。イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、または その法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前3号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2 当会社は、被保険者が前項第3号アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。
- 3 前項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。
- 4 第1項または第2項による解除が損害の発生した後になされた場合であっても前項の規定にかかわらず、第1項または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 5 保険契約者または被保険者が第1項第3号アからオまでのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
 - (*1) 被保険者が複数である場合は、その被保険者にかかわる部分とします。

第14条 (保険料の返還)

- 1 当会社は、第8条(保険契約が無効となる場合)第1項第1号の場合は保険料を返還しません。ただし、当会社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
- 2 当会社は、第8条(保険契約が無効となる場合)第1項第2号の場合は、保険料を返還しません。
- 3 当会社は、第9条(保険契約が失効となる場合)の場合は、保険料の全額を返還します。 ただし、保険契約が失効するまでに第3条(保険金を支払う場合)第1項各号に掲げる 事由により一部の保険金を既に支払っていた場合には、次の計算式により保険料を返還 します。保険金支払手続中に保険契約の失効が決定した場合には保険金の支払はなく、 保険料を返還します。

返還保険料=保険料合計額- (保険料合計額× (支払済保険金/保険金額))

- 4 当会社は、第10条(保険契約の取消し)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、保険料を返還しません。
- 5 当会社は、第11条(保険契約の終了)の規定により、保険契約が終了した場合には、保険料を返還しません。
- 6 当会社は、第12条(保険契約者による保険契約の解除)第1項の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、(別表2)に基づき保険料を返還します。ただし、保険契約を解除するまでに第3条第1項各号に掲げる事由により一部の保険金を既に支払っていた場合には、次の計算式により保険料を返還します。

返還保険料=保険料合計額- (保険料合計額× (支払済保険金/保険金額))

7 当会社は、第13条(保険契約の解除(重大事由の場合))第1項第1号から第4号の規 定により、当会社が保険契約を解除したときは、保険料の全額を返還します。

第15条 (保険料の払込)

- 1 保険契約者は、当会社の定める指定時刻までに保険料を当会社に対して払い込まなければなりません。
- 2 払込方法および領収時刻は次のいずれかによるものとします。
 - (1) クレジットカード決済。領収時刻はクレジットカード会社の決済承認時刻とします。
 - (2) 電子マネー払い。領収時刻は当会社のインターネット口座への入金時刻とします。
 - (3) コンビニエンスストアでの払込。領収時刻はコンビニエンスストアの決済代行会 社が取引を有効と確定した時刻とします。
 - (4) 当会社指定口座への払込。領収時刻は当該口座への着金時刻とします。
- 3 保険契約者が保険料を指定時刻までに支払わなかったときは、申込時に遡ってこの保険 契約は成立しなかったものとみなします。

第16条 (保険料の増額または保険金の削減)

- 1 当会社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- 2 当会社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険責任期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 3 前2項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。なお、通知を行う前の事故については、保険料の増額および保険金の削減払いの適用はありません。

第17条 (損害の通知)

- 1 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、第3条(保険金を支払う場合)第1 項各号に該当する事由により記名被保険者が旅行最初の搭乗を中止した場合には、搭乗 日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよびその状況を当会社に遅 滞なく通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または 説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- 2 前項のほか、保険事故の発生により記名被保険者が旅行最初の搭乗を中止した場合は、被保険者は、遅滞なく、その事実を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それら

の者との契約を解除する等第3条の費用の発生および拡大の防止につとめなければなりません。

第18条 (保険金の請求方法)

- 1 当会社に対する保険金請求権は、第3条(保険金を支払う場合)の事由による損害が発生したときから保険金請求権者に発生し、これを行使することができるものとします。
- 2 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、当会社が求める次号から第3号の書類を郵送により提出しなければなりません。
 - (1) 保険金請求書(*1)
 - (2) 第 4 条 (支払う保険金の額) の費用の支出を証明する領収書または精算書 (旅行代金の支払いを証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類)
 - (3) 各事由ごとに当会社が別表1において定めた書類
- 3 当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険金請求権者に対して、前項に 掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めるこ とができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要 な協力をしなければなりません。
- 4 保険金請求権者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは前項の書類に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 5 当会社は、第3条第1項第1号から第6号の事由によって保険金が支払われる場合、医 師が発行する診断書または証明書(共に原本)の取得に必要とした費用については、上 限3,000円まで実費を負担します。
- 6 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき 被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をも ってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として 保険金請求することができます。
 - (1) 被保険者と同居または生計をともにする配偶者(*2)
 - (2) 前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない 事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 前2号に規定する者がいない場合または前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(*2)または前号以外の3親等内の報佐
- 7 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は保険金を支払いません。
 - (*1) インターネット上の保険金請求用所定 URL 経由で必要事項を入力の上印刷された保険金請求書、または当会社が指定する所定の保険金請求書とします。 保険金請求用 URL: https://www.ticketguard.jp/ または https://mobile.ticketguard.jp/
 - (*2) 法律上の配偶者に限ります。

第19条 (保険金の支払時期)

- 1 当会社は、保険金請求権者が前条第2項の規定による保険金請求の手続きを完了した日 (当会社が定めた必要書類受領日)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を 支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険

事故発生の状況、損害発生の有無

- (2) 被保険者に該当する事実
- (3) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (4) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。) および事故と損害との関係
- (5) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (6) 第 1 号から前号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の 規定にかかわらず、当会社は請求完了日(*1)からその日を含めて次の各号に掲げる日 数(複数に該当するときは、そのうちの最長の日数)を経過する日までに、保険金を支 払います。この場合において、当会社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき 時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - (1) 前項第 1 号から第 5 号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の 公の機関による捜査・調査結果の照会 (180 日) (*2)
 - (2) 前項第1号から第5号までの事項を確認するための、医療機関等による診断結果、および公共交通機関、その他の専門機関による調査結果の照会(90日)
 - (3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項第1号から第6号までの事項の確認のための調査(60日)
- 3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険金請求権者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
- 4 前条第2項または同条第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険金請求権者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
- 5 保険金の支払は、保険金請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本 国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
 - (*1) 保険金請求権者が前条第2項の規定による手続きを完了した日をいいます。
 - (*2) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第20条 (他の保険契約がある場合の保険金の額)

当会社は、第3条(保険金を支払う場合)の損害または費用を担保する他の保険契約(特定保険業者および保険業法適用除外業者が締結する保険上の「損害保険契約」を含む、以下同じ)がある場合には、次の各号によって計算した保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額(*1)
- (2) 他の保険契約からの保険金が支払われた場合

支払責任額(*1)から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の保険金額を限度とします。

(*1) 支払責任額とは、他の保険契約がないものとして計算された、この保険 契約における保険金支払額をいいます。

第21条 (時効)

保険金を請求する権利は、第18条(保険金の請求方法)第1項に規定する時の翌日から 起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第22条 (保険契約者の変更)

- 1 保険締結の後、保険契約者は被保険者の同意および当会社の承認を得て、この保険契約 に適用される普通約款に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- 2 前項の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の 法定相続人にこの保険契約に適用される保険約款に関する権利および義務が移転するも のとします。

第23条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第24条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第26条 (配当金の有無)

この保険契約に契約者配当はありません。

第27条 (代位)

- 1 当会社が保険金を支払うべき第4条(支払う保険金の額)の費用について、保険契約者、 被保険者またはこれらの者の法定相続人が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合 には、その損害賠償請求権は、当会社が支払った保険金の限度内で、かつ、被保険者の 権利を害さない範囲内で、当会社に移転します。
- 2 保険金請求権者は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために 当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必 要な費用は、当会社の負担とします。

別表1 事由を証明する書類一覧

			第3条1項(保険金を支払う場合)各事由ごとの証明書類						
			死亡 (1)(2)	入院 (3)(5)	疾病・傷害 の(4)(6)	家屋損壊 (7)	交通遅延 (8)	裁判員 (9)	
1	保険金請求書	原本	0	0	0	0	0	0	
2	第4条に掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書	原本	0	0	0	0	0	0	
3	事由証明書各種(*1)								
	·会葬案内	ピー可	0						
	•死亡届書記載事項証明書	原本	0						
	・戸籍または除籍の抄本・謄本	ピー可	0						
	・死亡の記載がある住民票	ピー可	0						
	・医師による死亡診断書	原本	0						
	•死体検案書	原本	0						
	・火葬許可証(埋葬許可証)もしくは火葬許可 発行証明書	コピー可	0						
	・当会社書式の診断書(医療機関の名称および医師による署名済のもの)	原本		0	0				
	・医療機関の発行する診断書	原本		0	0				
	・入院した医療機関から発行された領収書	コピー可		0					
	・旅行最初の搭乗日発行の領収書	コピー可			0				
	•入院証明書	原本		0					
	·火災·災害証明(罹災証明書)	原本				0			
	・損害保険会社への保険金請求書および 修理費用見積もり	コピー可				0			
		·							
	・交通機関発行の遅延証明書	原本					0		
	· 航空会社発行の遅延· 欠航証明書 	原本					0		
	・出頭証明書	原本						0	
	・その他裁判所発行の証明書	原本						0	

- ◎・・・提出必須書類
- ○・・・事由ごとにいずれか一点

上記の事由を証明する書類に加え、必要に応じて当会社はその他の書類の提出を求めることがあります。

(*1) 第3条第1項第1号から第6号までに掲げる事由において求める医師が発行 する診断書または証明書の取得に費やした費用については、当会社が上限 3,000円まで実費を負担します。

別表 2

1 旅行最初の搭乗日までの日数が14日を超える場合

返還保険料=保険料全額

2 旅行最初の搭乗日までの日数が14日以下の場合

返還保険料=0円